

領収書用請求用紙を改訂しました。9月以降の請求からは、同封の新しい用紙をお願いします。（黄紙での請求は従来と変わりません。）

1. 領収書用請求用紙については表面のみをB5でコピー可

2. 保険点数合計と本人負担額記入をお願いします。

ご面倒ではありますが、領収書用請求用紙に添付する領収書の保険点数合計と、保険点数に基づく本人負担額の合計をお書きいただくこととしました。以下の関係が成り立っているかご確認ください。成り立たない場合、原因は①～③です。

**\* 保険点数×負担割合×10 ≒ 本人負担額**

\* 保険点数表示ではなく保険診療医療費総額表示の場合もあります。この場合10で割ったものが保険点数です。

原因

→ 対処

- ① 保険診療以外の支払額が含まれている。 → 保険診療外の自費負担金を引き去った額をお書きください。
- ② 特定医療などの公費負担がある。 → 自己負担割合記入欄の「特定医療」などに丸をつけてください。特定医療受給者証など公的証明書のコピーをお送りください。
- ③ 高額療養費制度が適用されている。 → 「適用区分」をお書きください。

3. 窓口で高額な療養費を支払った→ 保険者に確認し限度額適用区分をお書きください

## 領収書用

## 療養補助金請求書

平成 29 年 4 月 10 日

一般財団法人 愛知県公立高等学校教職員退職互助会 理事長 様

下記のとおり療養補助金を請求します。

会員氏名 **愛知太郎**



受診会員氏名	<b>愛知花子</b>		会員番号	<b>9016</b>	1ケタの本会会員番号	※00 ※01 ※02
受診医療機関(保険薬局)	<b>〇〇市東部医療センター</b>					※印
自己負担分(○をつけて下さい)	1割	2割	<b>3割</b>	その他(特定医療・障害)		
記	平成 <b>28</b> 年 <b>5</b> 月分		領収書の添付枚数 計 <b>5</b> 枚			
入	当月の保険点数合計	当月の保険診療による本人負担額	高額療養費制度に該当する場合は、適用される区分を記入してください。			
外来	<b>1.562</b> 点	<b>4.680</b> 円	適用区分 <b>[ I ]</b>			
入院	<b>37.546</b> 点	<b>112.640</b> 円				
届	3割	11	国	決定金額	送金日	

\* 会員記入の太枠内は、必ず記入してください。欄外の会員氏名記入と押印も必須です。  
\* 保険診療費総点数が下に示す点数以下の場合、給付が発生しませんので提出は無用と願います。  
- 1診療機関ひと月につき 1割負担...343点 2割負担...272点 3割負担...248点  
\* 裏面の注意事項をよく読み、領収書(コピー)は裏面に添付してください。



### ① 有効期限切れの請求

平成26年12月以前の受診分は、現在すべて有効期限切れです。領収書による請求の有効期限が3年に拡大されたのは平成27年1月受診分からです。

### ② 給付額が生じない請求

請求用紙の会員記入欄下部にお示した点数以下では給付が発生しません。

領収書はお返しできません。必要なものはコピーで請求してください。

これらの、領収書による請求はやめてください。



### ③ 診療機関と薬局の領収書の混在

院外処方薬局の領収書もちろん請求できます。しかし、独立したひとつの医療機関として、処方箋を出した医療機関とは別の請求用紙で請求していただくことになっています。よろしくお願いします。

かかりつけの調剤薬局を作り、各医療機関の院外処方箋すべてをそこに頼むようにしていただけると、月々の控除が薬局として一つになります。また、領収書請求にかかる手数料も一つになります。